

## 岡山大学の理念，目的，目標等

### 1 岡山大学の理念 “高度な知の創成と的確な知の継承”

人類社会を安定的，持続的に進展させるためには，常に新たな知識基盤を構築していかねばなりません。岡山大学は，公的な知の府として，高度な知の創成（研究）と的確な知の継承（教育と社会還元）を通じて人類社会の発展に貢献します。

### 2 岡山大学の目的 “人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”

岡山大学は，「自然と人間の共生」に関わる，環境，エネルギー，食料，経済，保健，安全，教育等々の困難な諸課題に対し，既存の知的体系を発展させた新たな発想の展開により問題解決に当たるといふ，人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築を大学の目的とします。

このため，我が国有数の総合大学の特色を活かし，既存の学問領域を融合した総合大学院制を基盤にして，高度な研究とその研究成果に基づく充実した教育を実施します。

### 3 岡山大学の目標

#### (1) 教育の基本的目標

岡山大学は，大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させます。

これまでの高度な研究活動の成果を基礎として，学生が主体的に“知の創成”に参画し得る能力を涵養するとともに，学生同士や教職員との密接な対話や議論を通じて，個々人が豊かな人間性を醸成できるように支援し，国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行います。

#### (2) 研究の基本的目標

岡山大学におけるあらゆる活動の源泉は，先進的かつ高度な研究の推進にあります。

常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし，国際的に上位の研究機関となるよう指向します。

#### (3) 社会貢献の基本的目標

社会が抱える課題を解決するため，総合大学の利点を活かし，大学の知や技術の成果を社会に還元すると同時に，積極的に社会との双方向的な連携を目指します。

#### (4) 経営の基本的目標

研究，教育の目標を効果的に達成するため，大学に賦存する人材，財政，施設設備などの資源をトップマネジメントにより戦略的に利活用します。

#### (5) 自己点検評価の基本的目標

公的機関として社会への説明責任を果たすため，研究，教育，社会貢献，管理運営のすべての分野において不断の自己点検評価を実施し公表するとともに，その結果を的確に大学改革に反映します。

### 【 参 考 】

岡山大学管理学則（大学院の目的）

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは，専門職大学院とする。

## 教育の基本的目標

法務研究科は、「地域に奉仕し、地域に根差した法曹育成」を理念に掲げ、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的法運用能力を身につけた法曹の育成を目標にしています。

## 養成する人材像

新たな課題を発見し、専門力を活用し社会を先駆ける高度専門職業人

高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的法運用能力を身につけた法曹として、以下に掲げることを実践できる人材を養成します。

1. 基本的法分野についての体系的法理論と専門的知識を習得し、具体的な紛争につき、問題を発見し、事案を実践的に解決することができる人材（専門力・実践力）
2. 法曹にふさわしい倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力を有効に活用し、人権の擁護、社会正義の実現に寄与することができる人材（教養力・洞察力）
3. 新しい法分野・法的課題に対する探究力と多様な関係者と連携するコミュニケーション力を通じ、地域の課題を発見し、その的確な解決を図り、地域に貢献することができる人材（探究力・コミュニケーション力）

以下、5つの力を持つ人材を養成します。

【専門力】体系的法理論と専門的知識の習得

【実践力】法律の実践的運用能力

【探究力】新しい法分野・法的課題に対する探究力

【教養力・洞察力】法曹にふさわしい倫理観や人権感覚を支える教養力・洞察力

【コミュニケーション力】課題解決に向けて多様な関係者と連携できるコミュニケーション力

## 卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）

法務研究科は、先に掲げた人材を養成するため、所定の期間在学し、以下に掲げる力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与します。

修得できる力：専門力、実践力、探究力、教養力・洞察力、コミュニケーション力

【専門力】体系的法理論と専門的知識の習得

基本的法分野についての体系的法理論と専門的知識に基づき解答を導くことができる。

【実践力】法律の実践的運用能力

具体的な紛争につき、問題を発見し、事案を実践的に解決することができる。

【探究力】新しい法分野・法的課題に対する探究力

未解決の課題を発見し、解決の道筋を探究することができる。

【教養力・洞察力】法曹にふさわしい倫理観や人権感覚を支える教養力・洞察力

教養と深い洞察力を有効に活用し、人権の擁護、社会正義の実現に寄与することができる。

【コミュニケーション力】課題解決に向けて多様な関係者と連携できるコミュニケーション力

地域社会において生起する課題解決に向けて、多様な関係者と連携し、良好な関係を築くことができる。

## I 授業科目の履修方法

### 1 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

卒業認定・学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）で掲げた力を修得した人材を養成するため、法務研究科として以下の方針及び考え方にに基づき、教育課程を編成し、実践します。

教育の実施方針：

持続可能社会の実践に向けて学生が主体的に学び続ける能力を育成する教育を実施します。

教育内容および方法、評価の考え方：

主体的・対話的で深い学びの視点から、「何を教えたか」から学生が「何ができるようになったか」を重視して、以下の教育内容および方法、評価を提供します。

#### ○ カリキュラム編成

卒業認定・学位授与の方針に示された5つの能力（専門力、実践力、探究力、教養力・洞察力、コミュニケーション力）を養成するため、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接法律科目群及び展開・先端科目群からなるカリキュラムを構成します。

法学未修者と法学既修者がともに無理なく体系的に学修できるよう段階的・螺旋的に科目を配置します。さらに、地域に根差し、社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹育成のため、展開・先端科目群に、医療・福祉系科目、法とビジネス系科目、地域の企業、行政及び専門家と連携して授業を実施する科目を配置します。

未修1年次

- ・入門科目により、多様な入学者が自ら学修計画を立てての主体的な学習に誘います。
- ・法律基本科目群（基礎科目）の学修により、「専門力」の基礎を固めます。
- ・基礎法学・隣接科目群の学修により、「教養力・洞察力」を養成します。

未修2年次及び既修1年次

- ・法律基本科目群（基幹科目）の学修により、「専門力」の深化と「探究力」を培います。
- ・実務基礎科目群により、「実践力」、「コミュニケーション力」を獲得し、あわせて法曹倫理により、実践的な倫理観や社会正義観念を修得します。
- ・基礎法学・隣接法律科目群により、引き続き「教養力・洞察力」を涵養します。
- ・展開・先端科目群により、「探究力」、「コミュニケーション力」を磨きます。

未修3年次及び既修2年次

- ・法律基本科目群（基幹科目）により、「専門力」を完成させ、「探究力」を獲得します。
- ・実務基礎科目群により、「実践力」、「コミュニケーション力」を完成させます。

・展開・先端科目群により、「探究力」、「コミュニケーション力」を獲得します。

○ 主体的な学修計画

司法試験在学中受験希望者には、上記の段階的・体系的な学修過程に沿う形で、在学中受験が可能となるカリキュラムを提供します。司法試験在学中受験の有無を含め、主体的な学修計画が策定できるよう、多様な手段でガイダンスを行います。

○ 能動的学習の充実

法の理論と実務の架橋を目指し、学生が専門知識を体系的に修得でき、実践的法運用能力・総合的判断力・批判能力を涵養するため、きめこまかい少人数授業を実施します。双方向型及び多方向型授業により、学生一人一人の主体的・能動的な学修の充実に努めます。予習及び復習事項を詳細に指示し、学生の理解度を随時確認し、授業後は質問対応やレポート指導などのフォローを実施します。

○ 成績評価の方法

これらの教育課程の編成及び実施の趣旨に照らし、法科大学院生が最低限修得すべき内容を踏まえて、各科目における学修成果について、プロセス評価50%、期末試験50%の評価比率による絶対評価を行い、70点以上を合格として、厳格な成績評価を行います。

教育の質保証の考え方：

教育の質を保証するため、FD協議会を設け、成績評価結果の検証を含め、授業評価等、教育内容及び方法の点検及び自己評価を行い、継続的な改善に取り組みます。

正課外教育の考え方：

学生が授業での学びを越えて自らの成長を実感できる正課外の機会を提供します。

**\* 【カリキュラム・マップ】・・・P.39 参照**

**2 学位**

「岡山大学大学院法務研究科」の修了者には、「**法務博士（専門職）**」の学位を授与する。

**3 カリキュラム内容** ゴシック体は必修科目であることを表す。

**A 法律基本科目群……Ⅰ，Ⅱはすべて必修，Ⅲは2単位選択必修**

Ⅰ 基礎科目	
公法系	<b>憲法Ⅰ（統治）（2）</b>
	<b>憲法Ⅱ（人権）（2）</b>